

広報みずまき

MIZUMAKI TOWNSHIP
PUBLIC RELATIONS OFFICE

特別号

町民2万8000人
飲食店応援プロジェクト

#水巻エール飯

町内の飲食店は
コロナの影響で危機的状況
懐かしの味、思い出の味を守るには
皆さんの力が必要です

国の緊急事態宣言に伴う

町独自の緊急支援策

4月7日、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、国は緊急事態宣言を発令。外出の自粛や対象施設の休業などを要請するものであったため、多くの方が生活面、仕事面で多大な影響を受けました。国は多くの支援策を打ち出しましたが、町ではさらに独自の支援策を準備しています。ぜひ支援策を活用してください。

ごみ袋を全世帯へ配布 家庭用もえるごみ袋支給

自宅にいる時間が増え、ごみが増えている現状を踏まえ、全世帯にごみ袋を支給します。

- 対象 町内に住民票がある世帯(基準日:5月1日)
- 内容 もえるごみ袋(中)1組・10枚を支給
- 引換期限 12月31日(木)
※6月上旬に引換券を郵送しますので、指定店舗で受け取ってください。
- 問い合わせ 役場環境係 ☎ 201-4321

児童1人当たり15,000円 子育て世帯への臨時特別給付金

- 対象 4月分(3月分)の児童手当の受給者
- 内容 対象児童1人当たり15,000円を給付
※国から10,000円、町から5,000円。
※所得制限を超え、月5,000円児童手当の特例給付となっている人は町からの5,000円のみです。
- 給付方法 6月15日(月)に児童手当の振込口座へ振込
- 申請方法 手続き不要
- ※公務員は必要です。町ホームページで申請方法を確認し、9月30日(水)までに役場で手続きしてください。
- 問い合わせ 役場子育て支援係 ☎ 201-4321

高校入学祝金3万円 所得要件を変更

例年、前年所得で援助の可否を決定していましたが、直近所得を反映できるように変更しました。

- 対象 次の全てを満たす世帯
▷平成12年4月2日以降に生まれ、町内に住民票があり、今年度高等学校などへ入学した人がある
- ▷新型コロナで収入が著しく減少した
- ※今年度認定済みの人や生活保護受給者は除きます。
- 内容 3万円給付
- 持ってくるもの 生計を同一にする人の直近の収入状況が確認できる書類、在学証明書(学生証の写し)、世帯主義の通帳、印鑑
- 申請方法 令和3年3月31日(水)までに役場生活支援係窓口で申請してください
- 問い合わせ 役場生活支援係 ☎ 201-4321

災害時の避難所対策 安全な避難所設営

梅雨時期の豪雨災害に備えるため、避難所の新型コロナ対策に取り組みます。

- 内容 避難所に次のものを配備
▷「3密」を防ぐためのパーティション
▷非接触型の体温計
▷消毒用噴霧器など
- 問い合わせ 役場庶務係 ☎ 201-4321

小中学校の就学援助 所得要件を変更

例年、前年所得で援助の可否を決定していましたが、直近所得を反映できるように変更しました。

- 対象 新型コロナで収入が著しく減少した世帯
※今年度認定済みの人や生活保護受給者は除きます。
- 内容 学校給食費や学用品費、新入学学用品費、修学旅行費、校外活動費を補助
- 持ってくるもの 申請書、世帯全員分のマイナンバーカード(通知カード)、生計を同一にする人の直近の収入状況が確認できる書類、月額家賃が分かる書類(借家の人のみ)、印鑑
- 申請方法 令和3年3月31日(水)までに役場学校教育係窓口で申請してください
- 問い合わせ 役場学校教育係 ☎ 201-4321

1事業者当たり15万円 町内商工業事業者を支援

新型コロナで経済活動が衰退している現状を踏まえ、町内の事業者が継続して活動できるよう、町独自の支援金を交付します。

- 対象 次の全ての条件を満たすこと
▷町内に事業所などを構えて活動している
- ▷主な収入が事業収入である
- ▷市町村税に滞納がない
- ▷生活保護を受給していないなど
- ※詳しくは町ホームページなどで確認してください。
- 申請方法 必要書類をそろえ、水巻町商工会に郵送で申請してください
- ※申請書類は町ホームページから取得できます。
- 申請期限 7月31日(金)消印有効
- 問い合わせ 水巻町商工会 ☎ 201-7551
役場産業振興係 ☎ 201-4321



手続きは慎重に！ 給付金詐欺が大流行中

新型コロナ対策の給付金手続きなどで消費者トラブルの相談が急増中です。



【相談事例】

4月末に、貴重品を入れているケースがなくなった。中には銀行の通帳やキャッシュカード、保険証券などを入れていた。同居している母に尋ねたところ、誰かが訪ねてきて渡したという。母は高齢で、問いただしても状況はよく分からない。これとは別に母のマイナンバーカードもなくなっていた。これも母が渡したらしい。

定額給付金の支給に合わせてだまし取られたのだと思う。マイナンバーカードは暗証番号を忘れないようにメモと一緒に保管していた。悪用されることを止める方法はありませんか。（相談者:30歳代 女性）

【アドバイス】

- 紛失した場合は、すぐに次の手続きを取りましょう。
- ① J-LIS(地方公共団体情報システム機構)に電話し、一時停止を依頼
 - ※問い合わせは J-LIS ☎ 0570-783-578 へ。
 - ② 警察署もしくは交番へ遺失届。受理番号を控える
 - ③ 役場でマイナンバーカードの再交付を申請

役場は次のことを行いません

- ▷ 通帳やキャッシュカード、マイナンバーを預かること、暗証番号を聞くこと
- ▷ ATMの操作をお願いすること
- ▷ 受給にあたり、手数料の振り込みを求めること
- ▷ メールを送り、指定のホームページから手続きを求めること

国が実施した主な支援策 特別定額給付金

新型コロナの緊急経済対策の一環として、国が行う大きな支援策の1つです。

- 対象 町内に住民票がある人(基準日4月27日)
- 内容 1人当たり10万円給付
- 受給権者 世帯主
- 申請方法
 - ▷ 郵送方式 町から郵送された申請書を記入し、必要書類とともに返送
 - ▷ インターネット方式 マイナンバーカード所持者のみ利用でき、マイナポータルから電子申請
- 申請期限 8月17日(月)
- 問い合わせ 役場生活支援係 ☎ 201-4321

1事業者当たり10万円 休業店舗に協力金給付

休業に協力した事業者に協力金を支給します。

- 対象 次の全てを満たす事業者
 - ▷ 県が休業等協力要請した町内の施設・店舗
 - ▷ 町内に事業所を構え、活動していた(基準日:4月1日)
- 休業要件 4月30日～5月6日の全ての日、休業が営業時間短縮した
- 支給金額 1事業者当たり10万円
- 問い合わせ 役場産業振興係 ☎ 201-4321

保育料を援助 登園自粛分の保育料支援

- 対象 認可外保育施設を利用している保護者で、緊急事態宣言の期間に登園自粛を行った人
- 内容 登園自粛日数分の保育料を支援
支援額は900円(上限)×自粛日数です。
※日曜日・祝日は除きます。
- 申込方法 役場子育て支援係窓口で申し込んでください
※必要書類は問い合わせてください。
- 問い合わせ 役場子育て支援係 ☎ 201-4321

その他の支援事業 総額31億1,800万円

新型コロナ対策のため、緊急的に実施する事業、総額31億1,800万円の補正予算を編成しました。今回取り上げた事業のほかは、次のとおりです。

- ① 私立保育所への対策支援金
- ② 認定こども園等への対策支援金
- ③ 届出保育施設等への対策支援金
- ④ 放課後児童クラブ対策支援金
- ⑤ 保育所等対策費
- ⑥ 小中学校対策費
- ⑦ 猪熊・頃末小給食室空調設置
- ⑧ 町営住宅一時提供対策費
- ⑨ 広報臨時号作成・配布
- ⑩ 水巻エール飯支援冊子作成・配布

役場で緊急雇用 会計年度任用職員採用

町内の雇用情勢悪化を踏まえ、緊急雇用対策として町で臨時職員(会計年度任用職員)を募集します。

- 対象 次の全て条件を満たす町内に住んでいる人
 - ▷ 新型コロナの影響で失業・内定を取り消された
 - ▷ 地方公務員法16条の欠格事項に該当しない
- 職種・採用数 一般事務・10人程度
- 勤務 週4日程度(午前8時30分～午後5時15分)
- 日給 7,172円(各種手当あり)
- 申込方法 6月19日(金)までに役場人事秘書係窓口で申し込んでください
- 問い合わせ 役場人事秘書係 ☎ 201-4321

猶予

水道料金・下水道使用料の猶予

収入が減少し、水道料金・下水道使用料が納付できない場合、最長で令和3年3月まで納付が猶予される場合があります。まずは相談してください。

- 対象 水道を使用している個人・法人
- 問い合わせ 北九州市上下水道お客さまセンター ☎ 582-3610

住民税・固定資産税・軽自動車税などの猶予

- 対象 収入が前年同月比で20%以上減少し、納入が困難な人
- 申請方法 役場納税係窓口で申請してください

- ※納期限が過ぎたものは対象外です。ただし、納期限が4月30日以前のもは、6月30日まで申請可能です。
- 問い合わせ 役場納税係 ☎ 201-4321

緊急小口資金・総合支援資金（緊急な生活費が必要）

失業や休業のため、収入が減少し生活資金に困っている人に対して特例貸付を行っています。

- 【緊急小口資金】（主に休業した人向け）
- 対象 収入減少のため緊急かつ一時的な生計維持のため貸付が必要な世帯
- 貸付額 20万円以内
- ※利息ゼロ、保証人は不要です。
- 返済が始まる日 貸付を受けて1年以内
- 償還期限 2年以内
- 【総合資金貸付】（主に失業した人向け）
- 対象 失業などで生活に困窮し、日常生活の

- 維持が困難になっている世帯
- 貸付額
 - ▷単身世帯 月15万円以内
 - ▷複数世帯 月20万円以内
- ※利息ゼロ、保証人は不要です。
- 貸付期間 原則3年以内
- 返済が始まる日 貸付を受けて1年以内
- 償還期限 10年以内
- 【共通事項】
- 申請方法 社会福祉協議会に申請してください
- 問い合わせ 社会福祉協議会 ☎ 202-3700

住居確保給付金（家賃援助）

失業などで収入が減少し、住居を失うおそれがあり、今後の就職活動のために住居を確保する必要がある人に対して、家賃相当額を支給しています。4月20日から支給対象者を拡大しています。

- 支給額 家賃相当額

- ※世帯構成などで上限額が変わってきます。
- 支給期間 原則3か月
- ※最長で9か月です。
- 問い合わせ 福岡県自立相談支援所（遠賀郡・鞍手郡） ☎ 203-1630

町営・県営住宅の一時提供

解雇などで社宅から退去しなければならない人を対象に町営・県営住宅を一時的に提供しています。詳しくは問い合わせください。

- 問い合わせ
 - ▷役場住宅係 ☎ 201-4321
 - ▷県住宅供給公社 ☎ 621-3300

傷病手当金（仕事を休んだときの保障）

国民健康保険や後期高齢者医療保険、社会保険などの医療保険加入者が、新型コロナウイルス感染（疑いを含む）のため、一定期間仕事ができなかった場

- 合に手当金を支給します。
- 問い合わせ 各自が加入している医療保険に相談してください

貸付

住まい

その他

新型コロナに伴う 主な個人・事業者向け支援策

2ページ～5ページで町の主な支援策を紹介しましたが、ここでは税金の免除など、その他の町や国の支援策を紹介します。各支援策には詳しい要件などがありますので、まずは問い合わせください。



個人向け支援策

減免・免除

国民健康保険税の減免

- 対象
 - ①世帯主が死亡、または1か月以上の治療が必要な世帯など
 - ②世帯主の事業収入や不動産収入、給与収入、山林収入（以下「事業収入等」）が、次の全てに該当する世帯
 - ▷事業収入等のいずれかの減少額（保険金や損害賠償などで補填される金額を控除した額）が前年の10分の3以上
 - ▷前年の合計所得金額が1,000万円以下である
 - ▷減少見込みの事業にかかる所得以外の前年所得の合計額が400万円以下
- （例）給与収入が減少した場合は、給与収入以外の合計所得が前年400万円以下
- 申請方法 納期限までに役場住民税係窓口

- 請してください。納期限が過ぎたものは対象外です。まずは電話で相談してください。
- 減免割合
 - ▷①の場合 全額減免
 - ▷②の場合 全額減免～2割減免
- ※前年の所得などで、減免割合が変わります。
- 持ってくるもの
 - ▷①の場合 主治医の診断書など
 - ▷②の場合 減収の場合は事業収入等申告書、廃業や失業の場合は事業廃業届や雇用保険受給資格者証など
- ※事業収入等申告書は町ホームページから取得できます。
- ▷共通 本人確認ができる書類
- 問い合わせ 役場住民税係 ☎ 201-4321

国民年金保険料の免除

- 失業などで所得が下がった場合は、自己申告の所得見込額を使った簡単な手続きで、免除手続きができるようになりました。
- 対象 失業などで所得が減少し、今年所得見込額が国民年金保険料免除申請基準相当になる人
- ※扶養親族の数などで基準額が変わります。
- 免除対象期間 2月～6月分
- ※7月分以降は改めて申請が必要です。
- 申請方法 役場保険年金係窓口や年金事務所に

- 申請してください
- ※新型コロナの感染防止のため、できるだけ郵送での申し込みを活用してください。
- ※申込書類は日本年金機構ホームページから取得できます。
- 問い合わせ
 - ▷ねんきん加入者ダイヤル ☎ 0570-003-004
 - 月～金曜日午前8時30分～午後7時
 - 第2土曜日午前9時30分～午後4時
- ▷役場保険年金係 ☎ 201-4321

新型コロナに伴う 心と体の相談窓口

新型コロナの影響で、さまざまな場面で心や体が疲れていませんか。異変があれば、気軽に専門窓口にご相談ください。

求人情報をお届け!

▷ハローワーク八幡
☎ 622-5566



仕事を探している人は、近くのハローワークに相談してください。求人情報は、ハローワークインターネットサービスでも探すことができます。来所した人で住居・生活に関する支援が必要な場合には、支援制度の案内など必要な相談も受け付けます。

生きていくことがつらい人は

▷よりそいホットライン
☎ 0120-279-338



どんな人の、どんな悩みにもよりそって一緒に解決できる方法を探します。英語や中国語など外国語でも相談できます。

▷SNS などを通じた相談



LINE や Twitter、Facebook などの SNS を通じて、年齢や性別を問わず、「生きづらさを感じる」などの悩みの相談ができます。電話では話づらい人は SNS を使って相談してください。

知らない人には相談できるかも

▷DV 相談ナビ
☎ 0570-0-55210



配偶者や恋人からの暴力 (DV) の悩みについて、相談できます。相手との関係が「つらい」「なにかおかしい」と感じていたら、一人で悩まず、相談ください。

▷児童相談所虐待対応ダイヤル
☎ 189



子育ての悩み、虐待などについて、電話で相談できます。

解雇・雇止めで困っている人は

▷特別労働相談窓口 (福岡労働局内)
☎ 092-411-4764



新型コロナの影響に伴う解雇・雇止め・休業手当などの労働相談に対応しています。また、内定取消しや入職時期繰下げにあった人は「新卒者内定取消等特別相談窓口」に相談してください。電話で相談できます。

心の癒しを提供します!

▷福岡県精神保健福祉センター
☎ 092-582-7500

保健師・精神保健福祉士などの専門職が、新型コロナが不安で眠れない、子どもの世話でストレスがたまるといった悩みを電話などで相談できます。

▷こころの耳 働く人のメンタルヘルス
☎ 0120-565-455



職場のメンタルヘルスに関する情報提供をしています。また、産業カウンセラーなどがメンタルヘルス不調や過重労働で体調を崩したといった健康相談をメールや電話で受け付けます。

事業者向けの主な支援策

持続化

持続化給付金 (売上げが前年同月比50%以上減少)

新型コロナで特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。

- 対象 中小法人など、個人事業者
※医療法人や農業法人、NPO 法人など、会社以外の法人も対象です。
- 内容 売上げが前年同月比で50%以上減少した事業者に給付金を支給
▷中小法人 200万円(上限)

- ▷個人事業者 100万円(上限)
- 申請方法 持続化給付金の申請用ホームページから電子申請してください
※電子申請できない場合、申請サポート会場(中岡市商工会議所2階)を利用してください。(要予約 ☎ 0120-115-570)
- 申請期限 令和3年1月15日(金)
- 問い合わせ 持続化給付金事業コールセンター ☎ 0120-115-570



福岡県持続化緊急支援金 (売上げが前年同月比30%~50%減少)

持続化給付金の対象にならなかった事業者に対して、事業全般に広く使える給付金を支給します。

- 対象 持続化給付金と同じ
- 内容 売上げが前年同月比で30%~50%減少した事業者に給付金を支給
▷中小法人 50万円(上限)
▷個人事業者 25万円(上限)

- 申請方法 緊急支援金の申請用ホームページから電子申請してください
※電子申請できない場合、支援窓口(☎0570-094894)へ連絡してください。
- 申請期限 令和3年1月15日(金)
- 問い合わせ 福岡県持続化緊急支援金相談窓口 ☎ 0570-094894



雇用調整助成金 (賃金が払えない)

新型コロナの影響で事業活動の縮小を余儀なくされ、一時休業などで労働者の雇用維持を図った事業主に、休業手当などの一部を助成します。

- 問い合わせ 雇用調整助成金コールセンター ☎ 0120-60-3999



助成

小学校休業等対応助成金・支援金

学校の臨時休業に伴い、子どもの世話が必要な労働者(正規・非正規は問わない)に対して、有給休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)

- 問い合わせ 学校等休業助成金・支援金コールセンター ☎ 0120-60-3999



資金繰りのための融資制度

- 【新型コロナウイルス感染症対応資金】
▷融資利率 3年間実質無利子・無担保・保証料ゼロ
▷限度額 3,000万円
▷融資期間 10年以内
▷据置期間 5年以内
●問い合わせ 県経営相談窓口 ☎ 0120-567-179

- 【緊急経済対策資金】
▷融資利率 1.3%・保証料ゼロ
▷限度額 1億円
▷融資期間 10年以内
▷据置期間 2年以内
●問い合わせ 県経営相談窓口 ☎ 0120-567-179



貸付

3 日常生活の各場面別の生活様式

【買い物】

- ▷通販も利用
- ▷1人または少人数ですいた時間に
- ▷電子決済の利用
- ▷計画をたてて素早く済ます
- ▷サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ▷レジに並ぶときは、前後にスペースをとる

【娯楽、スポーツなど】

- ▷公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ▷筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ▷ジョギングは少人数で
- ▷すれ違うときは距離をとるマナー
- ▷予約制を利用してゆったりと
- ▷狭い部屋での長居は無用
- ▷歌や応援は、十分な距離かオンライン

【公共交通機関の利用】

- ▷会話は控えめに
- ▷混んでいる時間帯は避けて
- ▷徒歩や自転車利用も併用する

【食事】

- ▷持ち帰りや出前、デリバリーも
- ▷屋外空間で気持ちよく
- ▷大皿は避けて、料理は個々に
- ▷対面ではなく横並びで座ろう
- ▷料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ▷お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

【冠婚葬祭などの親族行事】

- ▷多人数での会食は避けて
- ▷発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

5月14日、緊急事態宣言が解除され、国から新型コロナを収束させるための新たな行動指針「新しい生活様式」が示されました。今後は手洗いの徹底やマスクの着用、3密の回避などを徹底する「新しい生活様式」を社会に定着させることが重要です。皆さん、新しい生活様式の定着に協力してください。

●問い合わせ いきいきほーる健康課 ☎ 202-3212

1 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本

- ①身体的距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗い
- ▷人との間隔は、できるだけ2m(最低1m) 空ける。
- ▷遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
- ▷会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- ▷外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用。
- ▷家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ▷手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う。
- ※手指消毒薬の使用も効果的です。

移動に関する感染対策

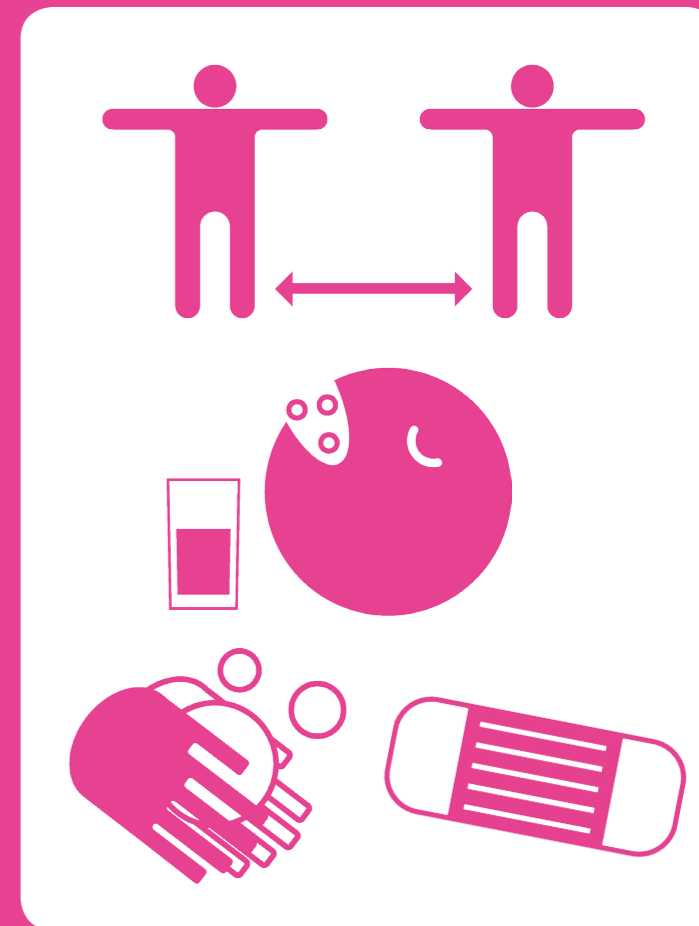
- ▷感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ▷帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- ▷発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- ▷地域の感染状況に注意する。

2 日常生活を営む上での基本的生活様式

- ▷まめに手洗い・手指消毒
- ▷咳エチケットの徹底
- ▷こまめに換気、身体的距離の確保
- ▷「3密」の回避(密集、密接、密閉)
- ▷毎朝の体温測定、健康チェック。発熱または風邪の症状がある場合は無理せず自宅療養。

4 働き方の新スタイル

- ▷テレワークやローテーション勤務
- ▷時差通勤でゆったりと
- ▷オフィスはひろびろと
- ▷会議はオンライン
- ▷名刺交換はオンライン
- ▷対面での打合わせは換気とマスク



新型コロナ収束に向けた 新生活様式を提案



「水巻グルメ」を応援しよう!

一人ひとりが近所の飲食店を
利用するだけで、効果絶大!

明日は「水巻グルメ」を 堪能してみませんか?

#水巻エール飯

役場産業振興係
☎ 201-4321